

# 参考資料

---

# 建設業の現状

---



- 建設工事（建設業）は、屋外における単品・受注生産であり、各現場ごとでその規模・内容が異なり、工事により必要となる職種が異なる。
- この特性により、発注者から受注した工事の規模・内容に応じて総合的に管理監督機能を担う総合ゼネコン（元請）と、直接施工機能を担う多様な工種の専門工事業者（下請）による施工形態により、工事を実施。

## <建設工事の施工形態のイメージ> (ビル工事の例)

発注者（デベロッパー）

請負契約

元請（総合ゼネコン ※建築担当部署）

下請（専門工事業者）

(基礎)

■ 杭打ち工事

⋮  
A社  
A2a  
A2b  
⋮



(杭打ち工【とび・土工】)

(躯体)

■ 型枠工事  
■ 鉄筋工事  
■ コンクリート工事

⋮  
B社  
B2a  
B2b  
B3a  
B3b  
⋮



(鉄筋工)

(仕上)

■ 塗装工事  
■ 内装仕上工事  
■ 防水工事

⋮  
C社  
C2a  
C2b  
C3a  
C3b  
⋮



(塗装工)

(設備)

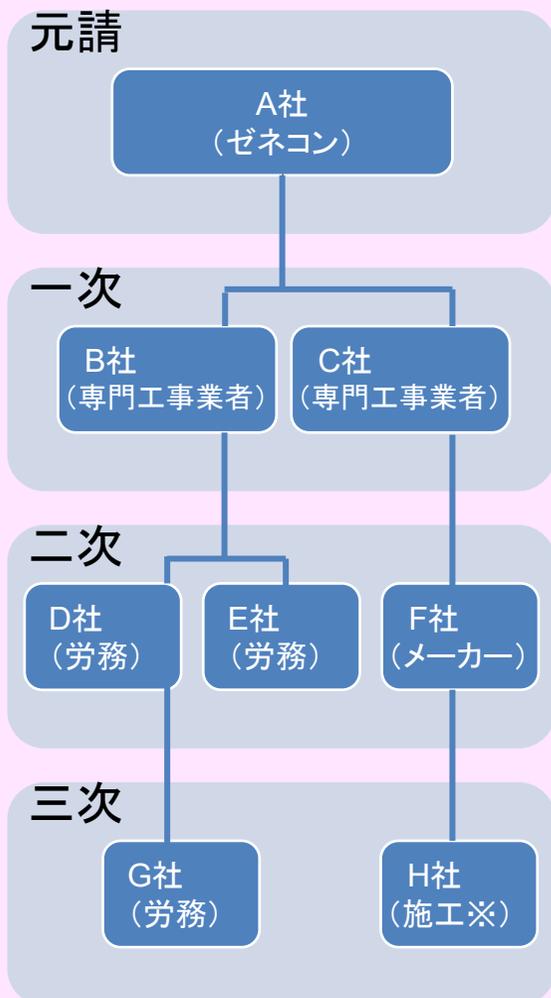
■ 電気設備工事  
■ 空調衛生工事

⋮  
D社  
D2a  
D2b  
⋮



(配管工【管工事】)

## 重層下請構造の例



※特殊な資材については、メーカー指定の施工会社でなければ施工できないといった条件から、メーカーが2次、施工が3次以下となるケースも見られる。



## 協力会社 (2次下請)

A社5名、B社7名、C社10名、D社18名、E社5名、F社5名、G社7名、H社5名、I社8名、J社20名、K社16名、L社11名、M社8名、N社7名、O社12名、P社23名、Q社5名、R社8名、S社8名、T社10名、U社15名、V社20名、W社9名、X社4名、Y社5名、Z社5名、a社5名、b社4名、c社8名、d社5名  
(L、R、X、d社は北海道からの季節工)

## 伝統的な2つの市場

- **野丁場：土木・建築大規模工事。** 下請機構が重層的である点が特徴。

元請－名義人（経營業務に専念する下請企業主）－世話役（職人集団の長）－職人

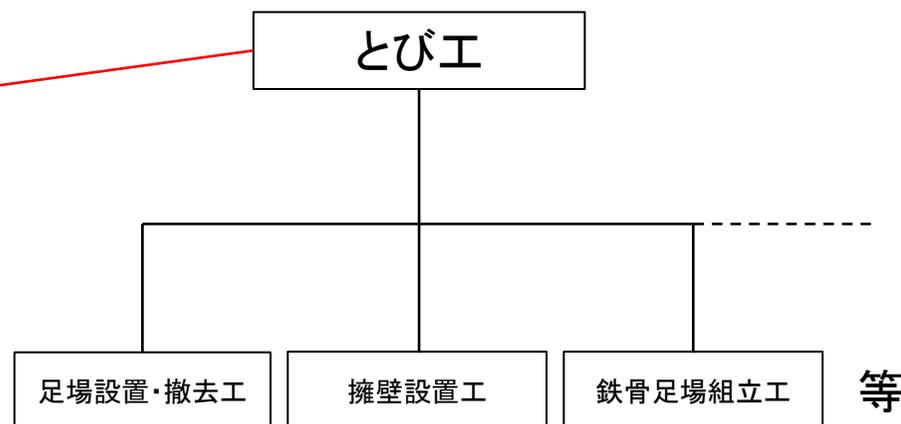
- **町場：木造個人住宅等の小規模工事。** 親方は独立自営業者であることが多く、職人を雇いつつ、直接発注者から仕事を受けた仕事を完成させる。

- 建設業においては、業種・職種・工種など、多数の種別分けの概念が存在。
- 本ワーキンググループにおいては、建設工事を種類別に分ける概念を業種、職人の属性を種類別に分ける概念を職種、作業を種類別に分ける概念を工種として整理する。

## 公共工事設計労務単価が設定されている職種（51職種）

職種名	職種名	職種名
1 特殊作業員	18 さく岩工	35 左官
2 普通作業員	19 トンネル特殊工	36 配管工
3 軽作業員	20 トンネル作業員	37 はつり工
4 造園工	21 トンネル世話役	38 防水工
5 法面工	22 橋りょう特殊工	39 板金工
6 とび工	23 橋りょう塗装工	40 タイル工
7 石工	24 橋りょう世話役	41 サッシ工
8 ブロック工	25 土木一般世話役	42 屋根ふき工
9 電工	26 高級船員	43 内装工
10 鉄筋工	27 普通船員	44 ガラス工
11 鉄骨工	28 潜水士	45 建具工
12 塗装工	29 潜水連絡員	46 ダクト工
13 溶接工	30 潜水送気員	47 保温工
14 運転手(特殊)	31 山林砂防工	48 建築ブロック工
15 運転手(一般)	32 軌道工	49 設備機械工
16 潜かん工	33 型わく工	50 交通誘導警備員A
17 潜かん世話役	34 大工	51 交通誘導警備員B

### (例) とび工の職人が行う作業の種類 (工種)

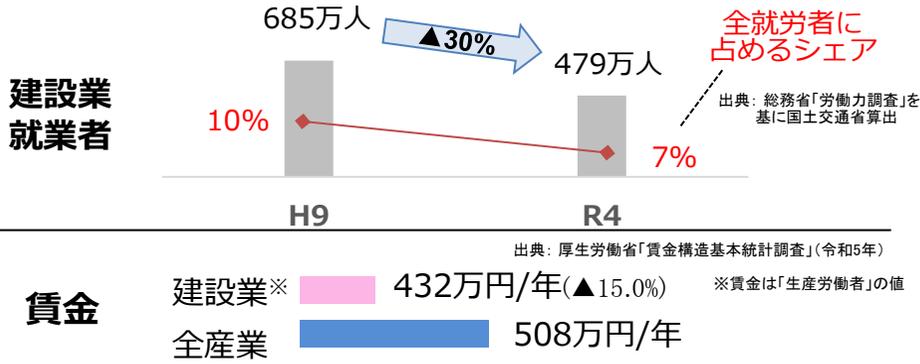


※土木工事と建築工事の別によって作業効率(時間当り作業量)に違いがある

# 労務費の基準に関するWGにおける 検討状況について

---

## 技能労働者の処遇を巡る建設業界の現状



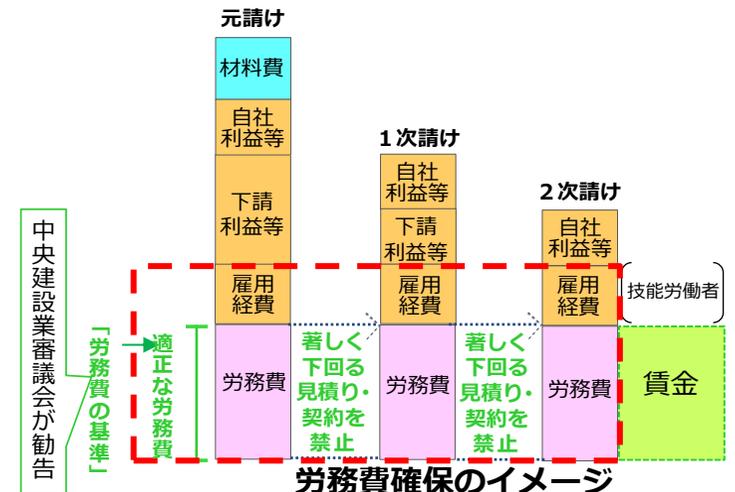
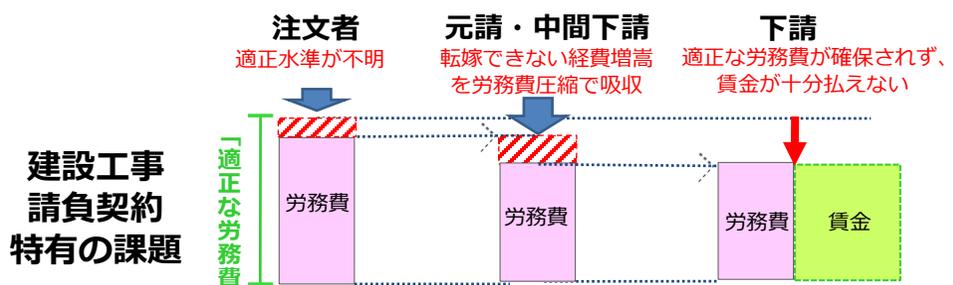
## 建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の処遇確保を建設業者に努力義務化(建設業法25条の27)。
- 適正な水準の労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として支払われることを図る。
- このため、中央建設業審議会が「適正な労務費の基準」を作成(同法34条)し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止(同法20条)し、違反した業者は指導・監督(同法28条)、発注者は勧告・公表(同法20条)の対象とする。

✓ 適正な見積り促進等による契約時の労務費確保、確保された労務費の技能者までの支払い担保のための施策の実施、「建設Gメン」による個々の請負契約の実地調査・改善指導(同法40条の4・同法41条)、必要に応じた許可行政庁による強制力のある立入検査等の実施(同法31条)等により、改正法の実効性を確保。

- 建設業は、技能労働者の高齢化と若年入職者の減少が続き、建設工事の適正な施工を将来にわたって確保するための、中長期的な担い手の確保が困難。
- 労働行政が担保する最低賃金に留まらない、技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善が必要。
- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、過度な重層下請構造の下、労務費(賃金の原資)は、技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない。
- 建設業の特性に対応し、請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要。

(※)総価一式での契約慣行の中、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等



- 第三次・担い手3法（令和6年改正）により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論しているところ。

## 委員

### （学識者等）

榎並 友理子（日本アイ・ピー・エム(株)執行役員テクノロジー事業本部製統括本部長）  
恵羅 さとみ（法政大学社会学部准教授）  
大森 有理（弁護士）  
座長 小澤 一雅（政策研究大学院大学教授）  
楠 茂樹（筑波大学人文社会系教授）  
佐藤 あいさ（パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長）  
西野 佐弥香（京都大学大学院工学研究科准教授）  
長谷部 康幸（全国建設労働組合総連合賃金対策部長）  
堀田 昌英（東京大学大学院工学系研究科教授）  
前田 伸子（(公社)日本建築積算協会専務理事）

### （受注者側）

青木 富三雄（(一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長）  
荒木 雷太（(一社)岡山県建設業協会会長・(一社)全国建設業協会元副会長）  
岩田 正吾（(一社)建設産業専門団体連合会会長）  
白石 一尚（(一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長）  
土志田 領司（(一社)全国中小建設業協会理事(前会長)）

### （発注者側）

佐々木 隆一（三菱地所(株)企画調査部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長）  
丸山 優子（(株)山下PMC代表取締役社長）  
三宅 雅崇（東京都財務局技術管理担当部長）  
渡辺 直（松戸市建設部長）  
渡邊 美樹（(独)都市再生機構本社監査室長）

※50音順・敬称略・  
令和7年8月6日現在

## 主な論点

### ○「労務費の基準」の実効性確保について

- ・ 契約段階における実効性確保
- ・ 労務費・賃金の支払いの実効性確保
- ・ 公共発注者による実効性確保

### ○「労務費の基準」の作成について

- ・ 基準の計算方法
- ・ 基準の作成単位（都道府県別につくるか等）
- ・ 基準の改定（頻度等）

## スケジュール

令和6年9月10日	第1回WG開催【済】
11月6日	第2回WG開催【済】
12月26日	第3回WG開催【済】
令和7年2月26日	第4回WG開催【済】
3月5日	第5回WG開催【済】
3月26日	第6回WG開催【済】
5月8日	第7回WG開催【済】
6月3日	第8回WG開催【済】
8月6日	第9回WG開催

（以降、議論の進捗状況に応じてWGを随時開催）

令和7年11月頃までに中央建設業審議会にて労務費の基準の勧告

## (1) 「労務費の基準」の目的

- **適正な水準の労務費**（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において確保**され、**技能労働者の賃金として行き渡ること**を目指す。
- 具体的には、
  - ・**契約当事者間での価格交渉時に参照**できる、「適正な工事実施のために計上されるべき労務費」の**相場観として機能**させること
  - ・これに連動して、改正建設業法において著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえ、新ルールの実効性確保のため、**行政が指導監督する際の参考指標**としても活用することを目的として、基準を作成する。

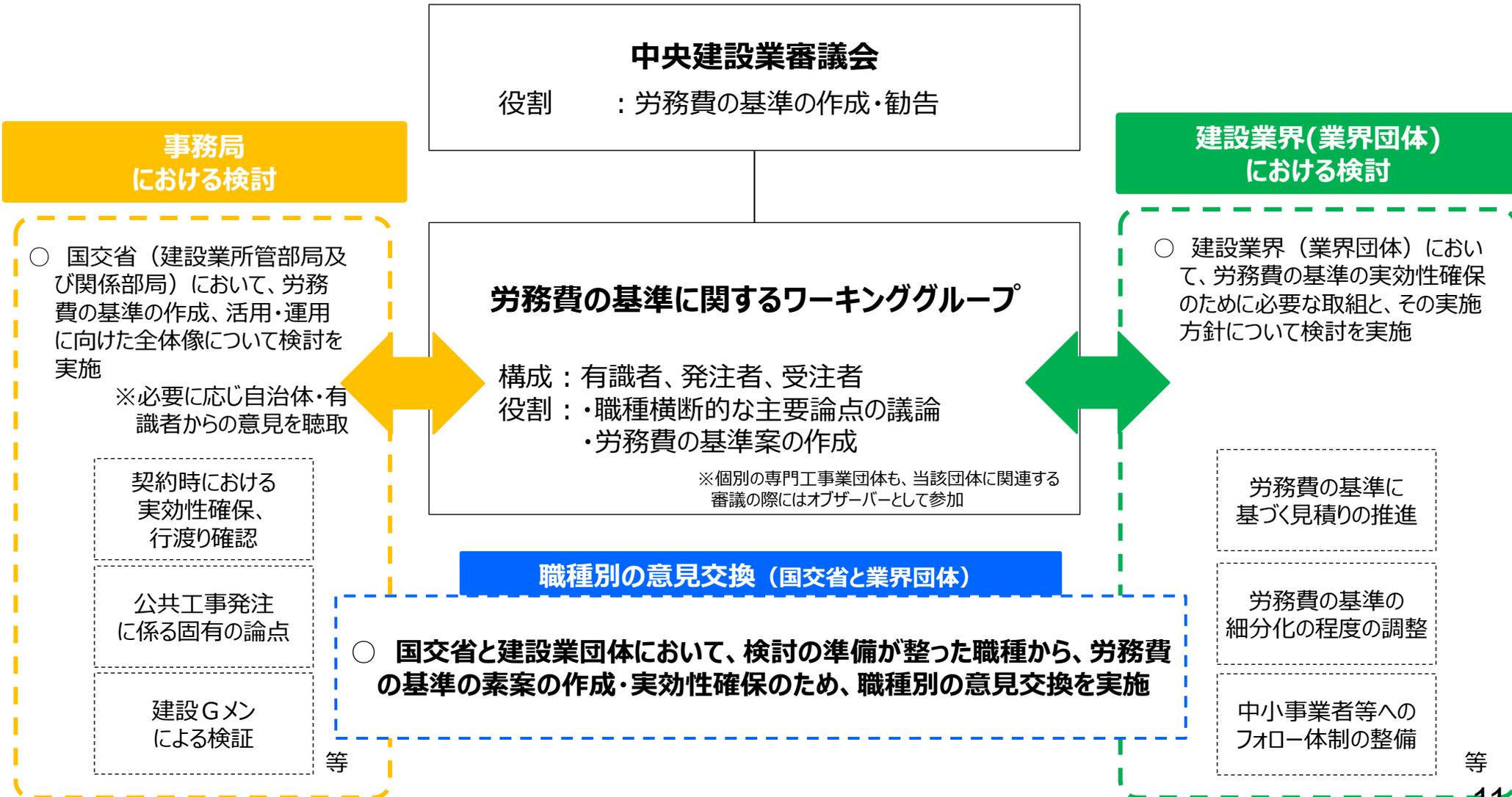
## (2) 「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

- 見積もる立場の中小事業者や一人親方を含め、事業者に対し、労務費の基準の**活用方法を分かりやすく示す**とともに、**契約時において、労務費の基準に基づく見積りと書面での契約を業界慣行としていく**。  
また、基準の作成に際し、契約当事者間で労務費の基準が適切に活用されるよう、**業界団体にも参画いただくなど重要な役割を担っていただく**こととする。
- 基準の作成と活用だけでなく、下請・技能者に対する**労務費や賃金の支払のコミットメントや賃金行渡り状況の調査等の手段も用いて、労務費の行き渡りの担保を図ることとする**。
- 行政による、受発注者双方に対する**処遇改善に向けた取組の実施状況の調査の実施**や、場合によっては、改正建設業法に基づく**指導監督や勧告公表等の規制的手法も効果的に用いることにより、ルールの浸透・定着**を図ることとする。
  - ① 労務費の基準を相場観とした見積り、契約による適切な労務費の確保、
  - ② 確保された労務費が下請業者まで行き渡り、技能者に賃金として支払われる仕組みづくり、
  - ③ これらのルールの行政による検証、  
など総合的な取組により労務費の基準の所期の目的の達成を図る。
- 技能者の賃上げにつながるよう、**公共工事・民間工事問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡るような水準で労務費の基準を設定**することとする。

## (3) 「労務費の基準」の作成に関する基本方針

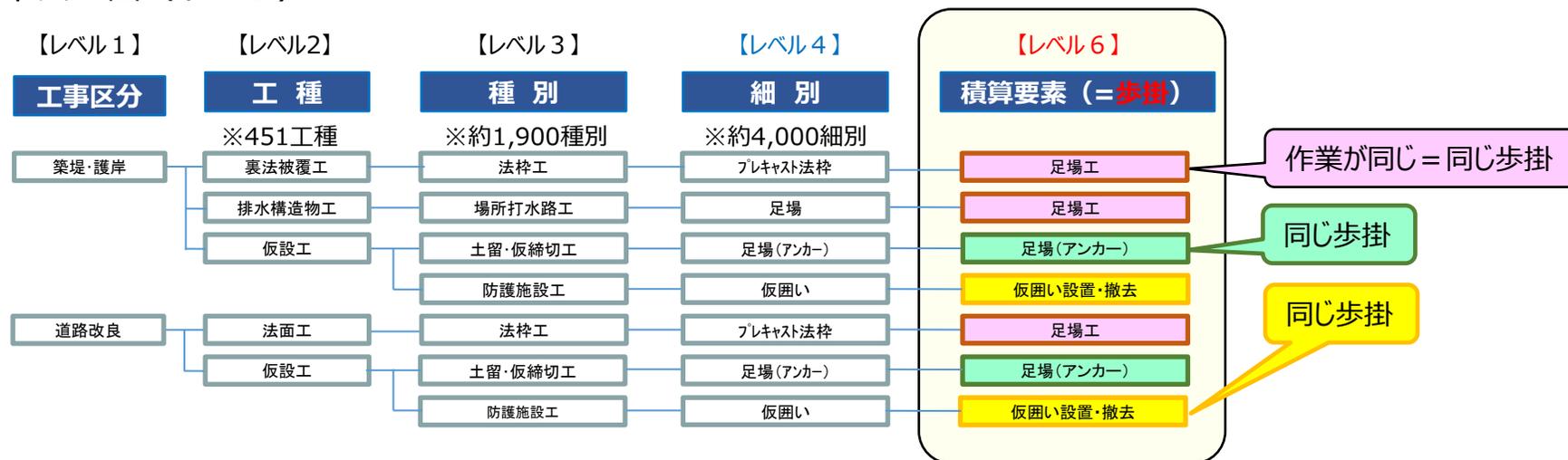
- 契約交渉時の相場観として活用されることを踏まえ、**中小事業者や一人親方であっても使いやすい仕様で作成**することとする。  
具体的には、**技能者の職種ごと**に、現在の契約でも用いられている**単位施工量当たりの金額（1 t、1 m<sup>2</sup>作業あたりいくら）として設定**することを基本とし、工種や規格の違いなどによる**細分化は最小限**にとどめる。
- 新たなルールを持続可能なものとするため、公共工事設計労務単価（1人1日いくら）を基礎とした**適切な労務費・賃金水準の確保を前提**としつつ、**生産性（単位時間あたり施工量（1日当たり何人で作業するか））の部分での競争の余地を残す**こととする。
- いったん基準を公表した後においても、基準の仕様・水準も含め、必要に応じ修正を加える**アジャイル型の考え方に則って検討・実装を進める**こととする。
- 全ての職種、工種について同時に議論、作成するのではなく、**職種別に、順次検討を進める**こととする。

- 「労務費の基準」の作成に加え、その実効性を確保するためにも、本ワーキンググループにおける検討と並行して、多様な関係主体が連携して検討を進めていく。



✓ 国土交通省直轄の土木工事では、契約の透明性向上、積算・見積り業務の合理化を図るため、工事数量総括表について、階層数や階層定義、細分化法などの構成方法、用語名称や単位数量などの表示方法を工種毎に標準化・規格化

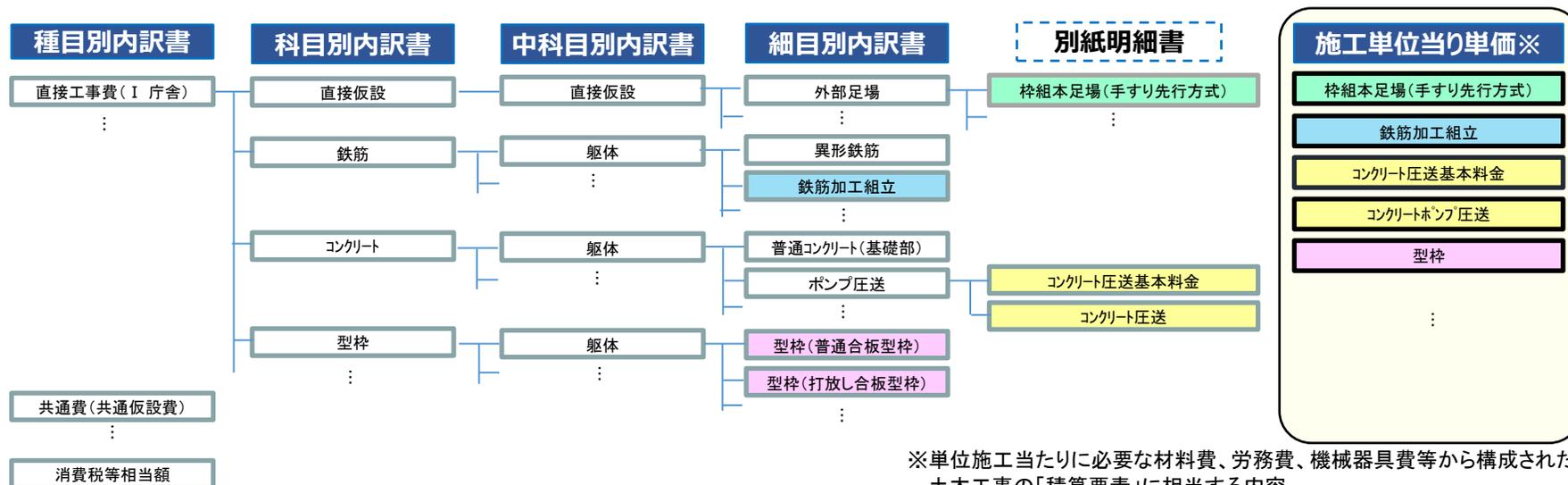
積算体系ツリー図（イメージ）



レベル	名称	内容
レベル1	工事区分	工事発注ロット(通常、1件の工事として発注される区分)
レベル2	工種	一定の構造を持つ部位を施工するための一連作業の総称
レベル3	種別	レベル2とレベル4をつなぐレベル区分
レベル4	細別	工事を構成する基本的な単位目的物(もしくは単位仮設物)
レベル5	規格	レベル4を構成する材料等の客観的な材質・規格ならびに契約上明示する条件等
レベル6	積算要素	レベル4の価格算定上の構成要素であって、基本的には契約上明示しないもの

✓ 国土交通省直轄の建築工事では、公共建築工事の工事費の適正な積算に資することを目的として、発注者が設定する予定価格のもととなる工事費の積算における、工事費内訳書の標準書式を制定

積算体系ツリー図（イメージ）



工事費内訳書の構成	内容
種目別内訳書	直接工事費及び共通費の種目の金額並びに消費税相当額を記載
科目別内訳書	種目別内訳において区分した工事種目の直接工事費を主要な構成に従い区分し、その科目の金額を記載
中科目別内訳書	科目別内訳において区分した科目をさらに主要な構成に従い区分し、その中科目の金額を記載（必要がない場合は、省略可能）
細目別内訳書	各科目あるは中科目に属する細目ごとに数量、単価及び金額を記載
（別紙明細書）	（細目別内訳において1式で記載した場合に設ける）

# 公共工事設計労務単価及び 必要経費について

---

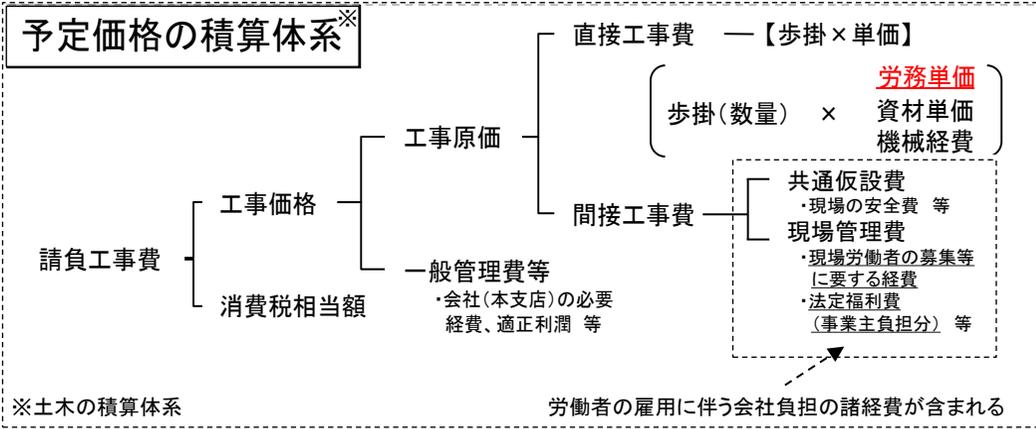
# 公共工事設計労務単価の概要

## 公共工事設計労務単価の概要

- **性格:** 公共工事の予定価格の積算用単価 (51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令:** 予算決算及び会計令第80条第2項 「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改定:** 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、2月に単価を公表、3月に改定。

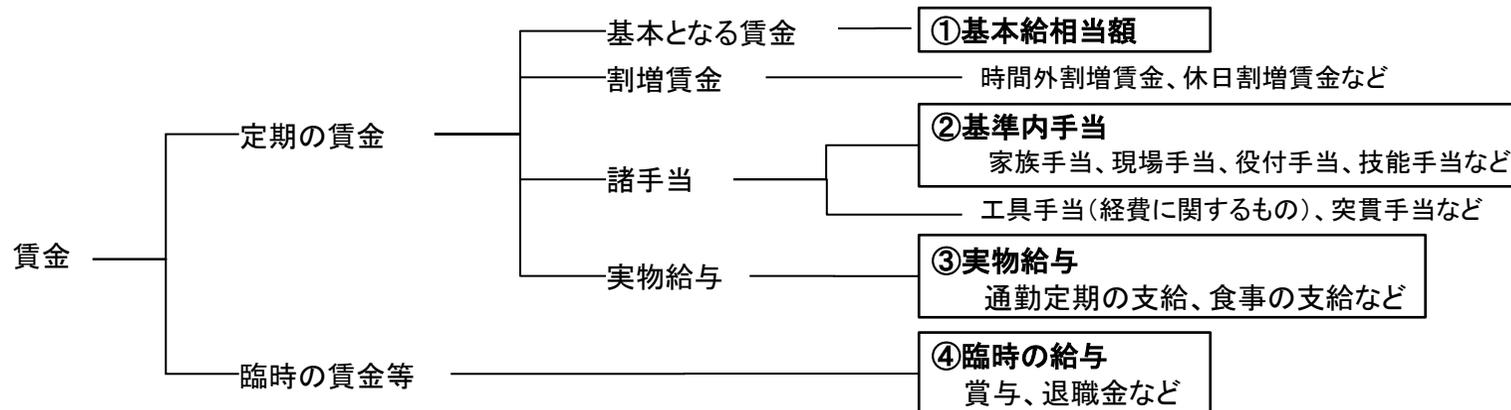
### ○留意事項:

- ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
- ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)



## 公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①~④)



# 公共事業労務費調査の概要

## 公共事業労務費調査(書面調査の場合)の概要

- 国交省及び農水省(二省)の公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得るための調査(昭和45年より実施)。
- 全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の、1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、調査対象工事(約10,000工事)を無作為抽出(技能労働者数:約11万人)。
- 調査対象工事に従事する技能労働者の賃金について、積算で用いる51の職種区分に分類し、都道府県別に把握。(企業の規模や下請次数の制限はなく、対象職種に該当する全ての技能労働者が対象)
- 調査対象企業は、対象工事に従事した全ての技能労働者について、調査票に賃金等の必要事項を記入し、調査票と確認資料のコピーを送付(9月~10月)。
- 調査員が賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、疑義や修正事項がある場合は、電話で聞き取りを行い、厳密に賃金の実態を把握。

### オンライン調査



- ①調査対象企業が  
必要資料をクラウド上にアップロード。
- ②調査員がクラウド上で審査を実施。

### 書面調査



- ①調査対象企業が  
調査会場に必要資料を郵送。
- ②調査員が郵送資料の審査を実施。

### 対面調査



- ①調査対象企業が  
必要資料を持参の上、調査会場に直接来場。
- ②調査員が面接形式で審査を実施。

# 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

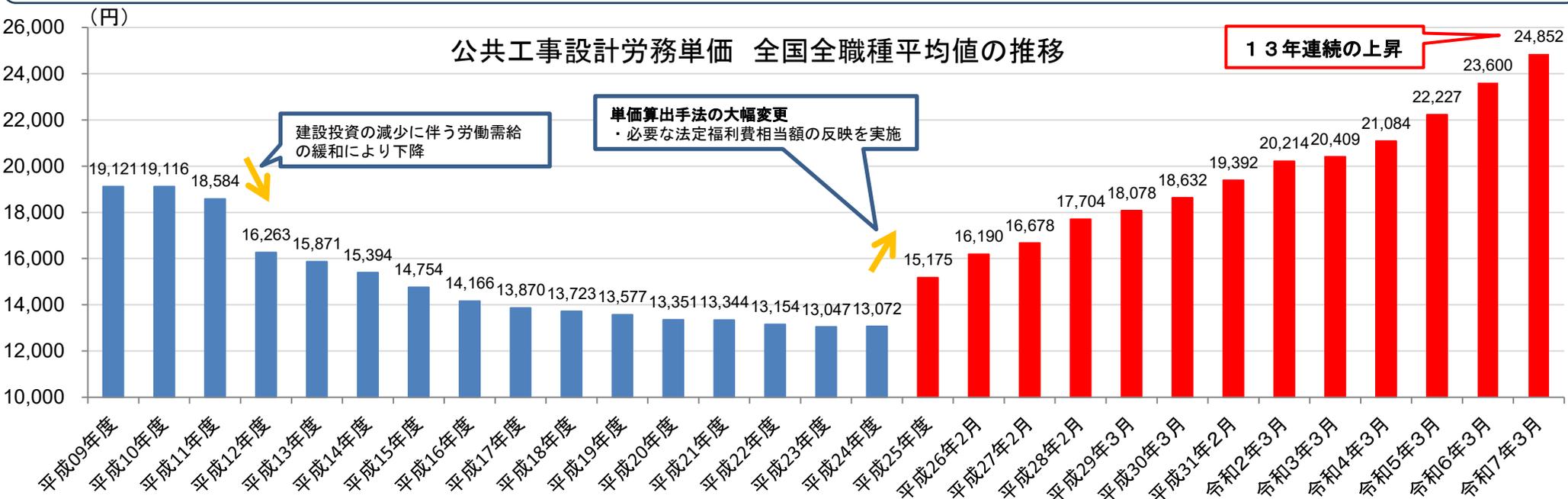
## 単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用**を反映

## 全国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比；+6.0% (平成24年度比；+85.8%)

主 要 1 2 職 種 (23,237円) 令和6年3月比；+5.6% (平成24年度比；+85.6%)



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

	職種名
1	特殊作業員
2	普通作業員
3	軽作業員
4	造園工
5	法面工
6	とび工
7	石工
8	ブロック工
9	電工
10	鉄筋工
11	鉄骨工
12	塗装工
13	溶接工
14	運転手(特殊)
15	運転手(一般)
16	潜かん工
17	潜かん世話役

	職種名
18	さく岩工
19	トンネル特殊工
20	トンネル作業員
21	トンネル世話役
22	橋りょう特殊工
23	橋りょう塗装工
24	橋りょう世話役
25	土木一般世話役
26	高級船員
27	普通船員
28	潜水士
29	潜水連絡員
30	潜水送気員
31	山林砂防工
32	軌道工
33	型わく工
34	大工

	職種名
35	左官
36	配管工
37	はつり工
38	防水工
39	板金工
40	タイル工
41	サッシ工
42	屋根ふき工
43	内装工
44	ガラス工
45	建具工
46	ダクト工
47	保温工
48	建築ブロック工
49	設備機械工
50	交通誘導警備員A
51	交通誘導警備員B

○令和7年2月14日公表資料より一部分を抜粋

単位：円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工
北海道	01 北海道	25,300	20,900	18,900	23,900	31,800	28,600
東北	02 青森県	29,400	21,700	18,100	23,800	32,500	30,000
	03 岩手県	27,800	23,100	18,500	24,800	34,000	28,600
	04 宮城県	29,300	22,900	19,900	25,900	34,800	32,300
	05 秋田県	27,800	22,000	19,400	24,700	32,700	29,700
	06 山形県	28,000	22,100	20,400	25,300	31,200	29,900
	07 福島県	29,600	23,000	21,700	25,800	34,100	32,400
関東	08 茨城県	26,200	24,900	16,800	25,900	29,400	30,400
	09 栃木県	26,300	23,800	16,900	26,100	31,800	29,300
	10 群馬県	26,000	24,800	17,800	25,900	32,800	27,500
	11 埼玉県	27,900	25,400	17,700	25,600	31,300	31,800
	12 千葉県	29,000	25,100	17,600	26,800	31,300	33,000
	13 東京都	29,900	26,800	18,500	27,100	33,400	32,900
	14 神奈川県	29,900	26,500	18,000	26,200	31,300	32,700
	19 山梨県	28,500	26,400	17,600	26,100	32,300	29,200
	20 長野県	27,300	24,100	18,500	25,700	30,900	28,600
北陸	15 新潟県	27,600	22,900	21,600	24,600	32,800	27,900

・  
・  
・

## 改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

### 入口での対策

#### 法定福利費

(事業主負担分)

- これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請
- 法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

#### 安全衛生経費

- これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請
- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

#### 建退共掛金

(見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合)

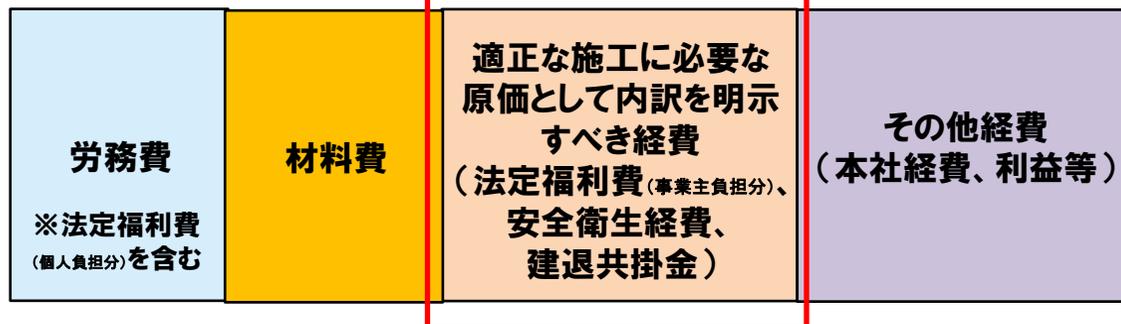
- これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請
- 建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要

※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

### 方針

- これまで、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金）を、労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐべき必要経費として見積書における内訳明示の対象とする  
※右図赤枠部分

### <工事価格の構成イメージ>



## 方針

## 入口での対策

- 「労務費の基準」を示す際には、**公共工事設計労務単価の公表時と同様に、「雇用に伴う必要経費」についても、参考値として公表することとする。**（参考値は公共工事設計労務単価と合わせる。）
  - ただし、
    - \* 「雇用に伴う必要経費」は、工種・工事規模等の条件により変動するという前提において、あくまで全国共通の参考値として試算したものであること、
    - \* 実際に、「雇用に伴う必要経費」に関連する措置を、元請・下請のどちらが実施し、契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当事者間で定められるものであること（例えば、作業被服や作業用具を元請・下請のどちらが用意するかなど。）
    - \* 見積書で内訳を明示すべき必要経費と、雇用に伴う必要経費の範囲は異なるものであること、
    - \* 参考値を示す「雇用に伴う必要経費」に利益、本社経費等は含まれないこと、
- といった点に**留意し、契約当事者間で、十分に協議することが必要**である。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」公表時資料(抜粋)

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。  
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。  
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。  
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

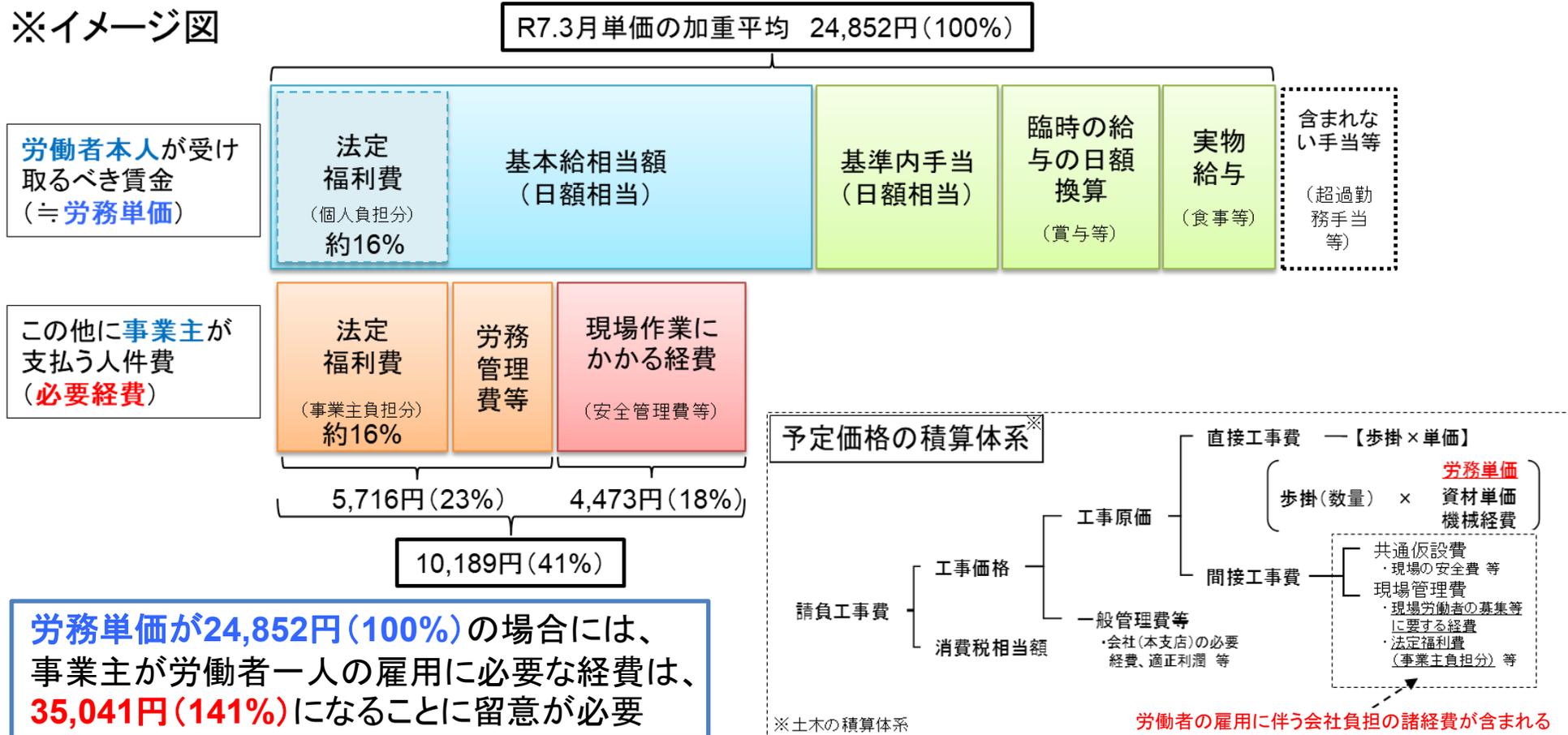
{ 上段：公共工事設計労務単価  
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等) (参考値) }

		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)																			
地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	25,300 (35,600)	20,900 (29,400)	18,900 (26,600)	23,900 (33,600)	31,800 (44,700)	28,600 (40,200)	-	29,100 (40,900)	27,600 (38,800)	29,600 (41,600)	30,000 (42,200)	29,000 (40,800)	31,100 (43,700)	25,900 (36,400)	21,500 (30,200)	39,700 (55,800)	49,300 (69,300)	35,400 (49,800)	45,700 (64,300)	33,700 (47,400)

# 「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価**を設定  
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- **労務単価**には、**所定時間外の労働に対する割増賃金**や、**事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)**、**工事施工にあたる企業の継続運営に必要な一般管理費等の諸経費は含まれていない。**
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

## ※イメージ図

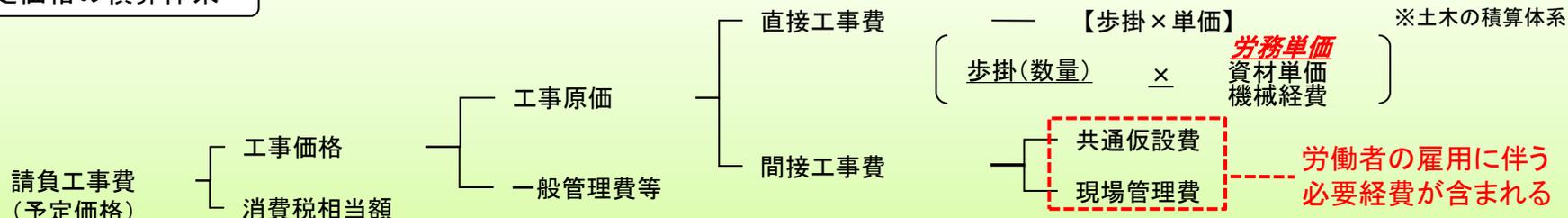


## 制度概要

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**  
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など

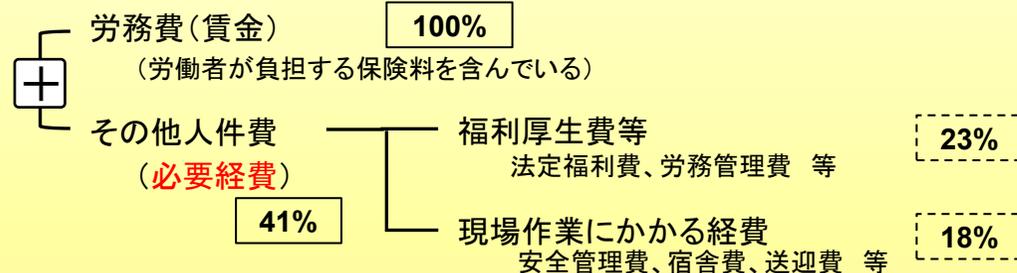
### 予定価格の積算体系※



## 課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

### 労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

## 対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示**し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

### 並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	20,900	17,500
	(29,400)	(24,600)
□□県	21,700	16,300
	(30,500)	(22,900)

上段：公共工事設計労務単価  
 (下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費

# 建設キャリアアップシステム及び CCUSレベル別年収について

---

## 目的

### 技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

### 人材確保

技能者の**技能・経験に応じた処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもて、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

### 生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

## <建設キャリアアップシステムの概要>

### 技能者・事業者の事前登録

#### 【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

### 就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



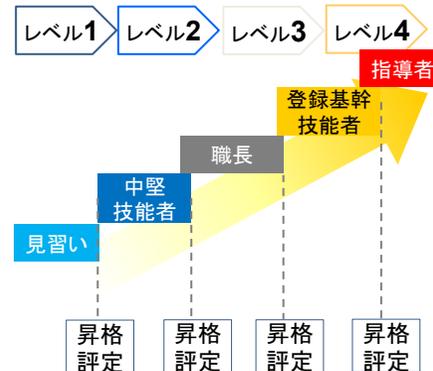
### 能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



### 経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



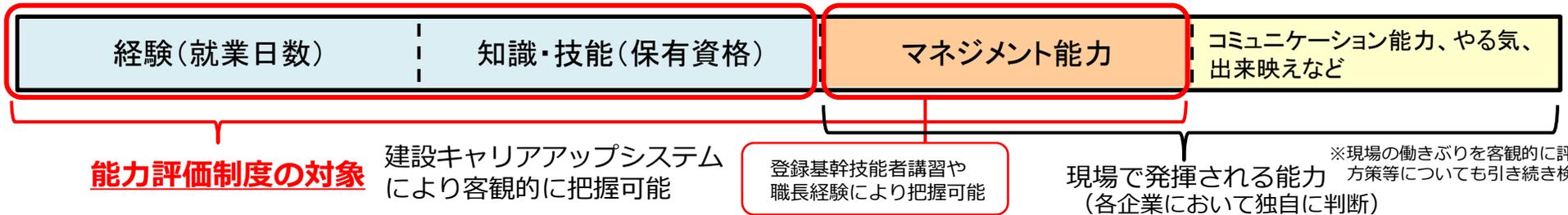
### 現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

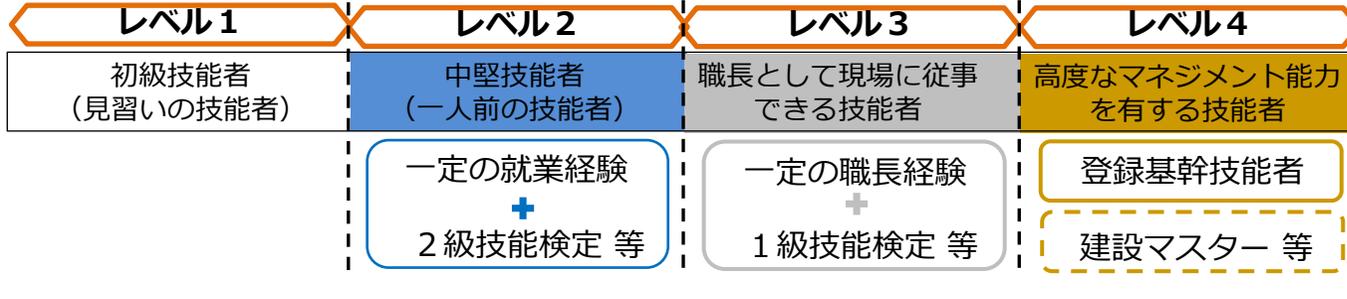
○ 能力評価制度においては、建設キャリアアップシステムによって客観的な把握が可能な技能者の経験（就業日数）と知識・技能（保有資格）を活用して評価を実施することにより、分野横断的に技能者の客観的かつ大まかなレベル分けを行うものであり、技能・経験の客観的な評価を通じて、技能者の適切な処遇につなげていくもの。

## 1. 能力評価制度の対象

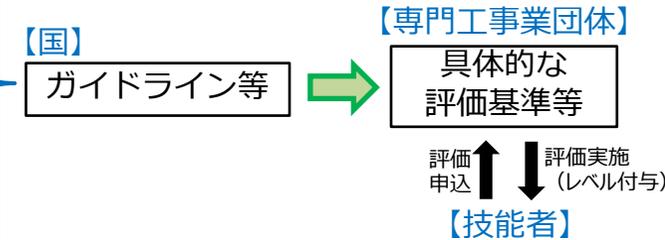
<建設技能者の能力の要素>



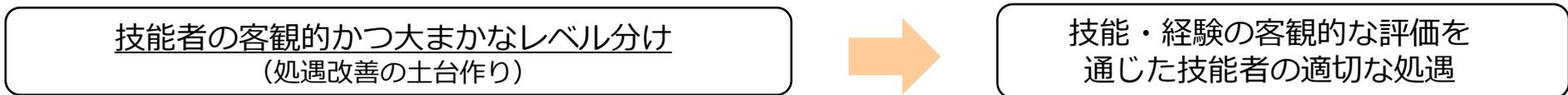
## 2. レベル分けの目安やルール



## 3. 制度枠組み (イメージ)



## 4. 評価結果の活用



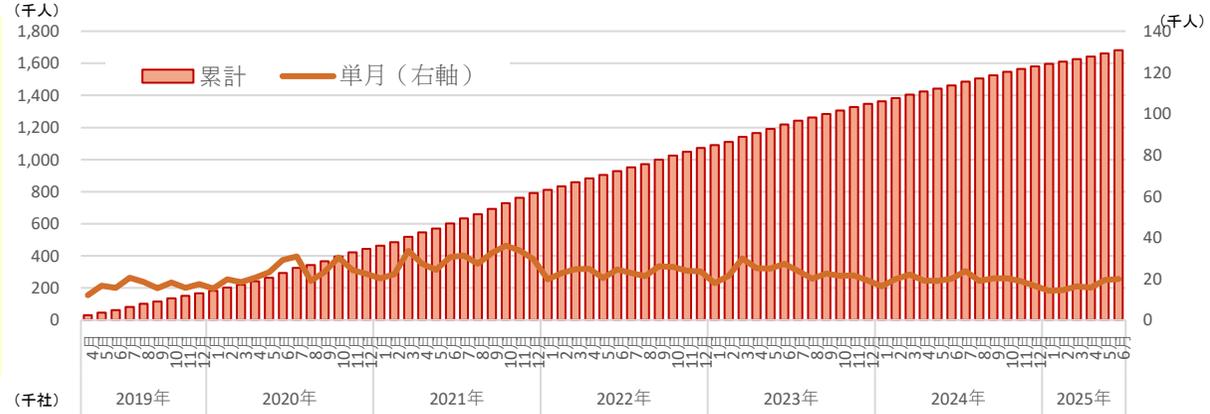
○カードの色分け (キャリアパスの提示や技能の対外的PR)



## 技能者の登録数

**168.2万人が登録**

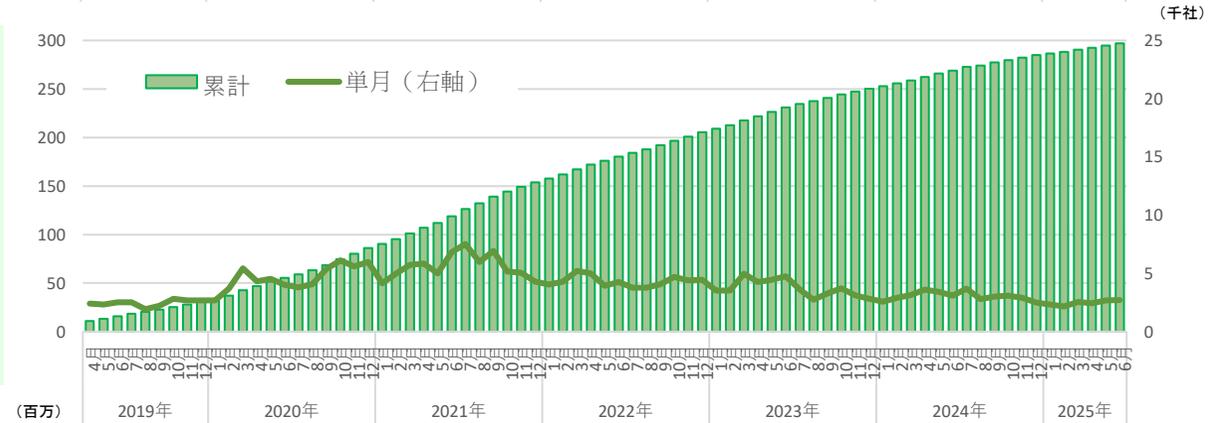
※労働力調査(R5)における建設業技能者数:300万人



## 事業者の登録数

**29.7万社が登録**

※うち一人親方は10.3万社

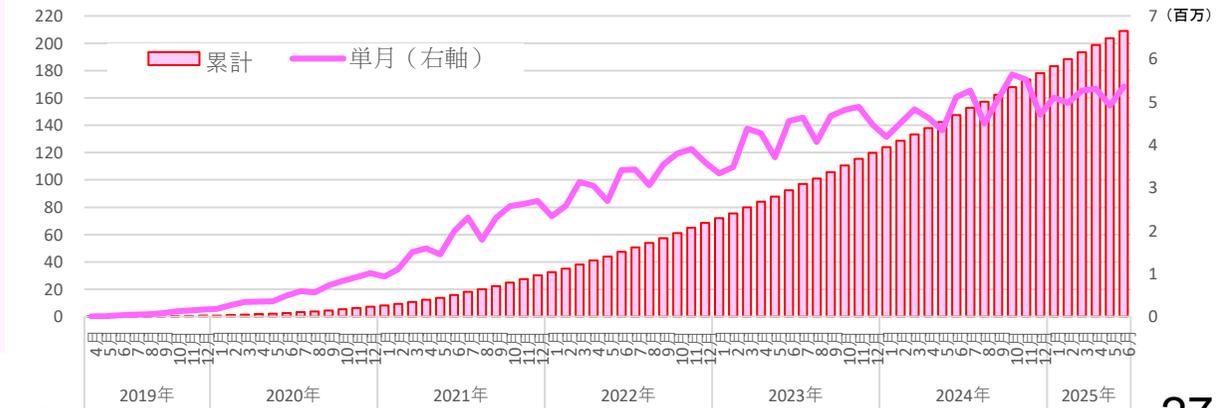


## 就業履歴数

**現場での利用は増加傾向**

累積就業履歴数 20,000万突破

※6月は536万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

## 全国（公表32分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

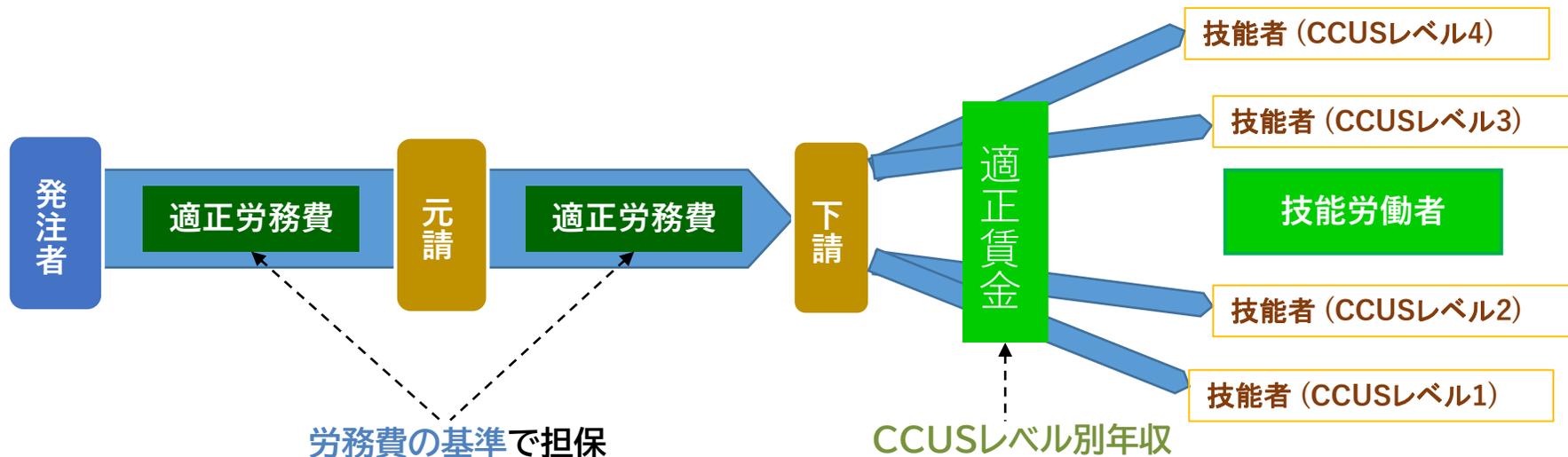
「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

## 分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件>  
 ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成  
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）  
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）  
 ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

「労務費の基準」制度により、公共工事・民間工事を問わず、適正な労務費(賃金の原資)が確保され、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金が確保されるようにする。



- 技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにする
- 賃金を原資とする低価格競争ではなく、技能者の処遇が確保された上で価格や生産性の高さを競う健全な競争環境を実現する

実効性を確保

入口での対策  
(契約段階における実効性確保)

出口での対策  
(労務費・賃金の支払いの実効性確保)

公共工事における上乗せ策  
(公共発注者による実効性確保)